

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
41	墨田区価格高騰重点支援給付金(定額減税補足給付金(不足額給付))の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

墨田区は、墨田区価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

墨田区長

公表日

令和7年5月20日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	墨田区価格高騰重点支援給付金(定額減税補足給付金(不足額給付))の支給に関する事務
事務の概要	【事務概要】 デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高騰への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する中で、定額減税しきれないと見込まれる者に対して、「墨田区価格高騰重点支援給付金(定額減税補足給付金)」を支給するものとし、令和6年度に定額減税補足給付金(調整給付)(以下「調整給付金」という。)を、令和7年度に定額減税補足給付金(不足額給付)(以下「不足額給付金」という。)を支給する。 【事務内訳】 対象者の抽出(支給要件の確認)、対象者の公金受取口座情報の取得、対象者へのプッシュ通知又は確認書等の送付、返送された確認書等の受理(電子申請システムによるオンライン申請も含む。)、内容審査、給付金の口座振込、支給者への支払通知の送付(プッシュ通知での支給決定は除く。) 【支給対象者】 令和7年1月1日時点で墨田区に住所を有する者で、以下の事情により、調整給付金の支給額に不足が生じる者 ア 不足額給付 調整給付金の算定に際し、令和5年中所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、調整給付金額との間で差額が生じた者 給付額は上記控除不足額分を1万円単位(1万円未満切り上げ)で給付する。 イ 不足額給付 個別に書類の提示により、給付要件を確認して給付する必要がある者(=本人及び扶養親族として定額減税対象外であり、かつ低所得者向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった者) 給付額は原則4万円を給付する。令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円を給付する。
システムの名称	1 価格高騰重点支援給付金システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
墨田区価格高騰重点支援給付金受給者ファイル(定額減税補足給付金(調整給付金)) 墨田区価格高騰重点支援給付金受給者ファイル(定額減税補足給付金(不足額給付))	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の135の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	< 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表の135の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第162条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	福祉部地域福祉課

所属長の役職名	福祉部副参事(臨時特別給付金担当)
---------	-------------------

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	墨田区福祉部地域福祉課臨時特別給付金担当 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話: 03-5608-2828
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	墨田区福祉部地域福祉課臨時特別給付金担当 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話: 03-5608-2828
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年4月25日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年4月25日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		< 選択肢 > 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

< 選択肢 >

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスク
への対策は十分か

[]

< 選択肢 >

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐ < 選択肢 > 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か[再掲]	☐ 十分である ☐	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	墨田区のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。 また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

变更箇所

[illegible]